

付 議 第 7 号

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和 52 年高知県教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県立図書館（）」を「高知県立図書館（第9条ただし書、第11条第1項及び第13条第1項を除き、）」に、「管理運営について」を「管理運営に関し」に改める。

第2条第1項中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改める。

第3条第1項中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第2号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第2項中「臨時に」を「臨時に図書館を」に、「休館日に」を「前項の休館日に図書館を」に改める。

第5条中「、図書館内（以下）」を「図書館内（次条において）」に、「利用できる」を「利用することができる」に、「図書にあっては10冊以内、その他の資料」を「、図書等（図書、雑誌、新聞、官公報類、古文書等をいう。以下同じ。）にあっては10点以内、その他の資料（視聴覚資料、マイクロフィルム等をいう。第8条において同じ。）」に改め、同条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第6条の見出し中「利用」を「館内利用」に改め、同条中「において」を「において当該資料を」に改める。

第7条第1項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、同項ただし書中「適当と」を「適当であると」に改め、同条第2項中「次条」を「利用者が、次条」に、「2月」を「6月」に、「返却しない場合は」を「返却しない場合は、当該利用者は」に、「利用できない」を「利用することができない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 館長は、利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用している場合において、当該資料を貸出期間が6月を超えても返却していないことが判明しているときは、新たに館外で資料を利用させないことができる。

第8条中「利用できる」を「利用することができる」に、「必要と認める」を「必要があると認めた」に、「図書にあっては10冊以内」を「図書等にあっては20点以内」に、「2週間」を「2週間以内」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用する場合にあっては、館外で同時に利用することができる資料の数は、館外で利用する図書館の資料の数に当該高知市立市民図書館外で利用する高知市立市民図書館の資料の数（当該資料に係る図書等及びその他の資料の区分については、図書館における資料の区分と同様とする。）を加えることとし、その加えて得た数が図書等にあっては20点以内、その他の資料にあっては10点以内とならなければならない。

第9条中「において」を「においてこれを」に改め、同条ただし書中「必要と認めたものについては」を「必要があると認めたものに対しては」に、「付して」を「付してこれを」に改め、同条第5号中「展示中の」を「現に展示している」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 古文書

第10条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「認める者については、」を「認めた者に対して、図書館への」に、「、又は」を「、又は図書館からの」に改め、同条第1号中「施設」を「図書館の施設」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げる者のほか、」に改める。

第11条第1項中「資料」を「高知県立図書館の図書等」に、「適当と認める団体に」を「適当であると認めた団体にこれを」に改め、同条第2項中「団体貸出し（」を「団体への貸出し（」に改める。

第12条の見出し中「貸出資料数等」を「図書等数等」に改め、同条中「団体貸出しできる資料」を「団体貸出しができる図書等」に、「必要と認める」を「必要があると認めた」に、「50冊以内」を「50点以内」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該団体が高知市立市民図書館の図書等について団体貸出しと同様の貸出しを利用する場合にあっては、同時に利用することができる図書等の数は、団体貸出しを利用する図書館の図書等の数に当該高知市立市民図書館の図書等の数を加えることとし、その加えて得た数が50点以内とならなければならない。

第13条第1項中「図書館に」を「高知県立図書館に」に、「必要と認める団体を定期巡回し、」を「必要があると認めた団体を定期巡回し、高知県立図書館の」に改める。

第14条中「自動車文庫の貸出しできる」を「前条第1項の自動車文庫において貸し出すことができる」に、「必要と認める」を「必要があると認めた」に、「200冊以内」を「200点以内」に改める。

第15条第2項中「現品」を「、現品」に改める。

第17条中「別に」を削る。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案説明

改正の目的

高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）と高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）が共同で運用する新図書館情報システムが平成 27 年 6 月から暫定稼働することにより、双方の図書館の資料を一体的に管理するとともに、県立図書館で市民図書館の資料を貸し出す（館外利用）ことが可能になることに伴い、必要な改正をするもの。

改正の内容

- (1) 貸出期間が 2 箇月を超えても資料を返却しない場合は、新たに館外で資料を利用できないとされているところ、当該期間を 6 箇月に変更する。また、市民図書館の資料を市民図書館外で利用している場合において、6 箇月を超えても返却していないことが判明した場合、その利用者に対し、県立図書館において新たに館外で資料を利用させないことができることとする。
- (2) 県立図書館の利用者が館外で同時に利用できる資料の数について、図書等（図書、雑誌等をいう。）については 20 点以内、その他の資料（視聴覚資料等をいう。）については 10 点以内とし、この資料の数については、市民図書館の資料の数を含めることとする。
- (3) 県立図書館で団体貸出しができる図書等の数は 50 点以内とし、この図書等の数については、市民図書館で団体貸出しと同様の貸出しを受けている図書等の数を含めることとする。
- (4) その他、文言の整理等所要の改正を行う。

施行期日

平成 27 年 6 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

高知県立図書館の管理運営に関する規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立図書館(第9条ただし書、第11条第1項及び第13条第1項を除き、以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 図書館の利用時間は、次の表に定めるとおりとする。

(表は省略)

2 略

(休館日等)

第3条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3)～(5) 略

2 館長は、特別の事情により必要があると認めるときは、臨時に図書館を休館し、又は前項の休館日に図書館を開館することができる。この場合において、館長は、あらかじめ利用者に対し、その旨を掲示しなければならない。

(館内利用の資料数)

第5条 利用者が図書館内(次条において「館内」という。)で同時に利用できる資料の数は、図書等(図書、雑誌、新聞、官公報類、古文書等をいう。以下同じ。)にあっては10点以内、その他の資料(視聴覚資料、マイクロフィルム等をいう。第8条において同じ。)にあっては

旧

高知県立図書館の管理運営に関する規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(表は省略)

2 略

(休館日等)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)～(5) 略

2 館長は、特別の事情により必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。この場合において、館長は、あらかじめ利用者に対し、その旨を掲示しなければならない。

(館内利用の資料数)

第5条 利用者が、図書館内(以下「館内」という。)で同時に利用できる資料の数は図書にあっては10冊以内、その他の資料にあっては10点以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

ては10点以内とする。ただし、館長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(館内利用の場所)

第6条 利用者が館内で資料を利用しようとするときは、所定の場所において当該資料を閲覧しなければならない。

(資料の館外利用)

第7条 図書館外(以下「館外」という。)で資料を利用することができる者は、県内に住所又は居所を有する者とする。ただし、県外に住所を有する者であって、館長が適当であると認めたものについては、この限りでない。

2 利用者が、次条の規定にかかわらず、貸出期間が6月を超えても資料を返却しない場合は、当該利用者は、新たに館外で資料を利用することができない。

3 館長は、利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用している場合において、当該資料を貸出期間が6月を超えても返却していないことが判明しているときは、新たに館外で資料を利用させないことができる。

(館外利用の資料数等)

第8条 利用者が館外で同時に利用することができる資料の数は、館長が必要があると認めた場合を除き、図書等にあつては20点以内、その他の資料にあつては10点以内とし、貸出期間は、2週間以内とする。ただし、当該利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用する場合にあつては、館外で同時に利用することができる資料の数は、館外で利用する図書館の資料の数に当該高知市立市民図書館外で利用する高知市立市民図書館の資料の数(当該資料に係る図書等及びその他の資料の区分については、図書館における資料の区分と同様とする。)を加えることとし、その加えて得た数が図書等にあつては20点以内、その他の資料にあつては10点以内とならなければならない。

(館外利用の制限)

第9条 次に掲げる資料は、館外においてこれを利用することができな

(利用の場所)

第6条 利用者が館内で資料を利用しようとするときは、所定の場所において閲覧しなければならない。

(資料の館外利用)

第7条 図書館外(以下「館外」という。)で資料を利用できる者は、県内に住所又は居所を有する者とする。ただし、県外に住所を有する者であつて、館長が適当と認めたものについては、この限りでない。

2 次条の規定にかかわらず、貸出期間が2月を超えても資料を返却しない場合は、新たに館外で資料を利用できない。

(館外利用の資料数等)

第8条 利用者が館外で同時に利用できる資料の数は、館長が必要と認める場合を除き、図書にあつては10冊以内、その他の資料にあつては10点以内とし、貸出期間は、2週間とする。

(館外利用の制限)

第9条 次に掲げる資料は、館外において利用することができない。ただ

い。ただし、図書館、公民館、官公署、学校その他の公共的団体であつて、特別な理由により館長が必要があると認めたものに対しては、条件を付してこれを貸し出すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 古文書

(5) 略

(6) 現に展示している資料

(入館の制限等)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、図書館への入館を禁じ、又は図書館からの退館を命ずることができる。

(1) 図書館の施設、設備若しくは資料を損傷するおそれのある者又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある者

(2) 前号に掲げる者のほか、図書館の管理上必要な指示に従わない者
(団体貸出し)

第11条 高知県立図書館の図書等は、図書館、公民館、官公署、学校その他館長が適当であると認めた団体にこれを貸し出すことができる。

2 前項の規定に基づく団体への貸出し(次条において「団体貸出し」という。)を利用しようとする団体は、館長の定める手続によらなければならない。

(団体貸出しの図書等数等)

第12条 団体貸出しができる図書等の数は、館長が必要と認めた場合を除き、1回について50点以内とし、貸出期間は、1月以内とする。ただし、当該団体が高知市立市民図書館の図書等について団体貸出しと同様の貸出しを利用する場合には、同時に利用することができる図書等の数は、団体貸出しを利用する図書館の図書等の数に当該高知市立市民図書館の図書等の数を加えることとし、その加えて得た数が50点以内とならなければならない。

(自動車文庫)

第13条 高知県立図書館に自動車文庫を設け、県内の図書館、公民館、

し、図書館、公民館、官公署、学校その他の公共的団体であつて、特別な理由により館長が必要と認めたものについては、条件を付して貸し出すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 展示中の資料

(入館の制限)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設、設備若しくは資料を損傷するおそれのある者又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある者

(2) その他図書館の管理上必要な指示に従わない者
(団体貸出し)

第11条 資料は、図書館、公民館、官公署、学校その他館長が適当と認める団体に貸し出すことができる。

2 前項の規定に基づく団体貸出し(次条において「団体貸出し」という。)を利用しようとする団体は、館長の定める手続によらなければならない。

(団体貸出しの貸出資料数等)

第12条 団体貸出しできる資料の数は、館長が必要と認める場合を除き、1回について50冊以内とし、貸出期間は、1月以内とする。

(自動車文庫)

第13条 図書館に自動車文庫を設け、県内の図書館、公民館、官公署、

官公署、学校その他館長が必要があると認めた団体を定期巡回し、高知県立図書館の資料を貸し出すことができる。

2 略

(自動車文庫の貸出資料数等)

第14条 前条第1項の自動車文庫において貸し出すことができる資料の数は、館長が必要があると認めた場合を除き、1回について200点以内とし、貸出期間は、次回の巡回日までとする。

(損害賠償)

第15条 略

2 前項の規定による届出をした者は、館長の指示に従い、現品又は相当の代替品をもって弁償しなければならない。ただし、損傷又は滅失の原因が不可抗力によるものと館長が認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、高知県教育長の承認を得て館長が___定める。

学校その他館長が必要と認める団体を定期巡回し、資料を貸し出すことができる。

2 略

(自動車文庫の貸出資料数等)

第14条 自動車文庫の貸出しできる資料の数は、館長が必要と認める場合を除き、1回について200冊以内とし、貸出期間は、次回の巡回日までとする。

(損害賠償)

第15条 略

2 前項の規定による届出をした者は、館長の指示に従い現品又は相当の代替品をもって弁償しなければならない。ただし、損傷又は滅失の原因が不可抗力によるものと館長が認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、高知県教育長の承認を得て館長が別に定める。

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部改正に
 関する意見公募の結果について

意見募集期間：平成 27 年 2 月 16 日(月)から 3 月 17 日(火)まで

意見数：1 名 1 件

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>貸出途中に第 2 番目以上の借出し希望者が出た場合、2～3 日間途中返却させ、独占状態を避けてはどうか</p>	<p>貸出希望の多い本については、複本を購入するようにしていますが、予算に限りがあるため、どうしてもお待ちいただく本もあります。</p> <p>貸出期間については、休日や平日の限られた時間にしか読書ができない方も多数いらっしゃることを考慮すると、2 週間は必要であると考えています。2 週間を超えて貸出を希望する場合は貸出期間の延長ができますが、別の方の予約が入っている場合には延長できず、当初の期限である 2 週間以内にご返却いただくことになっています。</p> <p>このように、一人の方が長期間独占することができない仕組みとなっていますので、貸出期間中の途中返却は考えておりません。</p>